

子どもの居場所情報の考え方

1 「居場所」の定義について

(1) 居場所の定義

ア 国（子ども家庭庁）の定義

こども・若者本人にとって居心地が良いと思えるものであれば、どんな場所・時間・人との関係性であっても居場所（図1）。



イ 今回の情報掲載にあたる定義

国の定義では、対象が広範なことから、以下の3点すべてに該当する施設・事業を掲載の対象としています。

対象要件

- ① 属性に限らず広く子どもを対象としたもの
- ② 管理者等が常駐しているもの
- ③ 拠点的な居場所に分類されるもの

【図1】子ども家庭庁(子どもの居場所指針)より抜粋



2 各対象要件の考え方について

(1) “属性に限らず広く子どもを対象としたもの”とは？

今回は、子どもが誰でも利用できる居場所情報の提供を主目的としているため、特定の子どものみを対象とした施設等は除いています。

<分類イメージ>

引用元：「こどもの居場所づくりに関する指針」

ユニバーサル・アプローチ

すべてのこども・若者を対象として交流の機会などを設ける

ターゲット・アプローチ

個別のニーズを抱えるこども・若者へのきめ細やかな対応を行う

ユニバーサル	混在型	ターゲット
児童館、公民館、図書館、公園、子ども会、校庭、プレーパーク など	フリースペース、こども食堂、校内カフェ、学習・生活支援の場 など	放課後等デイサービス、若者シェルター、児童育成支援拠点事業 など

【○】 掲載対象

【×】 対象外

(2) “管理者等が常駐しているもの”とは？

居場所となりえる対象が施設から公園や道路にいたるまで広範なため、子どもたちが安心して過ごすことができることを念頭に、以下の①②どちらかに該当する情報を掲載しています。

- ① 見守りのための支援者が常駐している
- ② 管理者（警備員・受付職員ほか）が常駐している

※ フリースペース等、対象の場所に常駐がない場合でも施設全体で誰かしらが常駐している場合を含む。

(3) “拠点的な居場所に分類されるもの”とは？

居場所の提供を以下のとおり目的別に分類し、それぞれ対象の一覧に掲載しています。

